

国分寺市住民主体型サービス事業費補助制度

令和6年度 団体募集要項



国分寺市 福祉部 高齢福祉課

〈目次〉

■ 目的.....	1
■ 補助対象経費.....	1
■ 交付対象団体.....	1
■ 募集から交付までの流れ.....	2
■ 申請方法.....	3

■ 目的

この制度は、介護予防・日常生活支援総合事業における、「生活支援・介護予防サービス」を、地域住民の多様なニーズに対応できるよう、NPO法人や公益社団法人等の多様な主体により提供される、住民主体によるサービスを創出し、支え合いの地域づくりを進めるため、基盤整備を目的とした間接経費の一部を補助することで、多様な主体による「生活支援・介護予防サービス」が必要とする高齢者に提供できる体制の整備を目的とします。

■ 補助対象経費

費目	内容	補助金の額
研修受講費	研修の受講料	補助対象となる経費の合計額。 ただし、当該年度の上限額は、 訪問型サービスBにあっては 120,000円、通所型サービスB にあっては84,000円とする。
報償費	講師等謝礼	
会議費	会議に伴う会場費	
消耗品費	サービス事業に使用する消耗品費	
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷製本費	
通信運搬費	郵便代等	
備品購入費	サービス事業に係る備品購入経費	
保険料	行事等の保険料	
旅費	講師等の交通費、宿泊費等	
その他	市長が特に必要と認める経費	

(補助申請の制限)

この補助制度を利用し、補助金の交付を受けた団体は、**最長3年間の時限的支援**とし、3年を超えての補助申請をすることができません。

■ 交付対象団体

交付対象団体は、以下の要件を全て満たしている団体です。

- (1) 特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人であって、市内又は立川市、府中市、小金井市若しくは国立市に活動拠点を有するもの。
- (2) 原則として、団体の構成員(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条(指定等))に規定するシルバー人材センターにあっては、登録された会員を含む。)が5人以上であって、その過半数が市内に住所を有する団体であること。地域の住民が地域活動を行うために会員となり、自主的かつ民主的に運営されている団体であること。
- (3) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の3(法第115条の

45 第1項の厚生労働省令で定める基準)第2項に規定する基準を満たすと市長が認めるもの。

(4) 次に掲げる介護予防に資する活動又は生活支援サービス(洗濯、掃除、調理、買物、ゴミ出し等の日常生活の支援に関するサービスをいう。)の提供について、3年以上の実績があること。

ア 体操や運動による健康づくりに関する活動

イ 食事、レクリエーション、趣味活動等を通じた日中の居場所づくりに関する活動

ウ 定期的な交流会、サロン、会食会等の開催による心身活性化のための活動

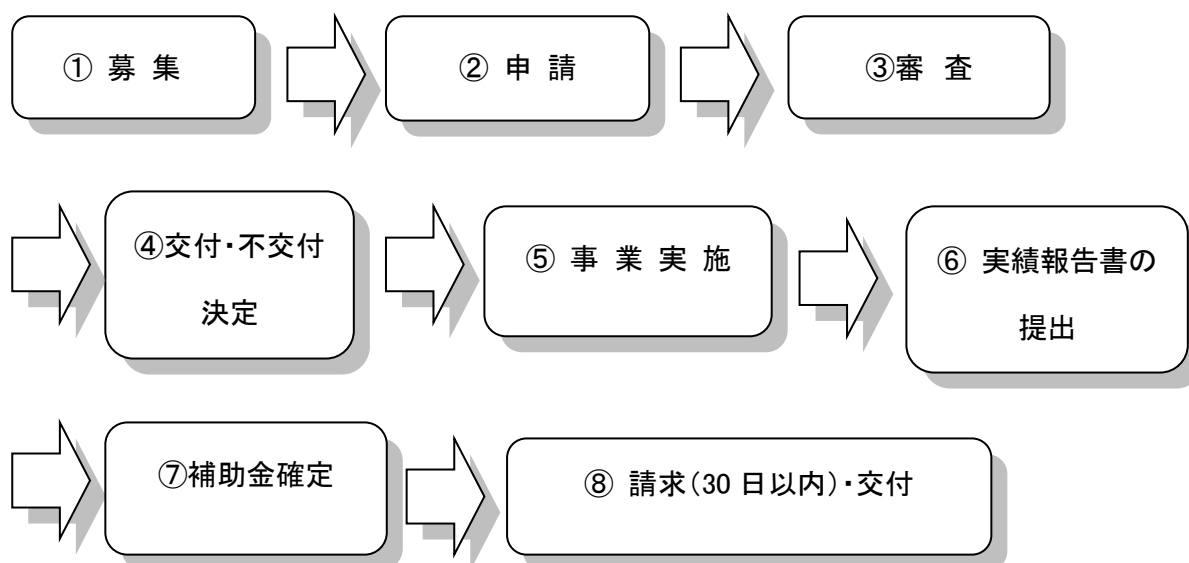
エ その他市長が特に認めるもの

(5) 宗教の教義の布教等を主たる目的とする団体でないこと。

(6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。

(7) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条(公職の定義)に規定する公職をいう。)の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

■ 募集から交付までの流れ



① 募 集

- ・ 年度途中での事業開始は、1月末まで随時募集。

② 申 請 (令和7年1月29日まで)

- ・ 交付申請書等必要書類の提出。

③ 審 査

- ・ 申請内容の審査を行います。

④ 交 付 決 定

- ・ 交付決定後、交付決定通知書を郵送します。

⑤ 実施

⑥ 事業報告書提出

- ・ 当年度事業完了後、30日以内に高齢福祉課に実績報告書等を提出してください。

⑦ 補助金確定

- ・ 補助金を確定し、補助金確定通知書を郵送します。

⑧ 請求書提出及び交付

- ・ 申請者からの請求に基づき、補助金を交付します。
- ・ 申請団体の口座に補助金を振り込みます。

■ 申請方法

・提出書類

1. 国分寺市住民主体型サービス事業補助金交付申請書
2. 補助対象事業の年間事業計画書
3. 補助対象事業の収支予算書
4. 補助対象団体の概要を説明する書類
 - ア 団体の概要説明書(定款・規約又は会則等)
 - イ 団体の令和6年度収支予算書及び直近年度の収支決算書
5. 補助金対象事業の業務に直接従事する従事者名簿
6. その他市長が必要と認める書類

申請書等の様式は、「市ホームページ」からダウンロードもできます。

※ 国分寺市ホームページアドレス <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>

※ 国分寺市ホームページ内の検索番号:1022401

・申請期間及び提出先

令和6年度中に事業を開始する団体は、令和7年1月29日(金)まで(午前8時30分～午後5時、土・日・祝日を除く。)の期間に、申請書等の提出書類を、高齢福祉課までお持ちください。

順次申請を受付けますが、事業開始は審査、交付決定後になるため、申請付きの翌々月からとなります。

【問い合わせ先】 福祉部 高齢福祉課 相談支援係

TEL:042-312-8641 E-mail:koureiukushi@city.kokubunji.tokyo.jp